

議事日程(第5号)

令和6年3月22日 午前10時00分開議

日程第1	議案第6号	壱岐市監査委員条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第2	議案第7号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第3	議案第8号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、討論あり、可決
日程第4	議案第9号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、討論あり、可決
日程第5	議案第10号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第6	議案第11号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、討論あり、可決
日程第7	議案第14号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第8	議案第15号	壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第9	議案第17号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第10	議案第18号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決

日程第11	議案第 19 号	令和 5 年度 壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第12	議案第 23 号	令和 6 年度 壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、討論あり、可決
日程第13	議案第 24 号	令和 6 年度 壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、討論あり、可決
日程第14	議案第 25 号	令和 6 年度 壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、討論あり、可決
日程第15	議案第 26 号	令和 6 年度 壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第16	議案第 5 号	壱岐市自治基本条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第17	議案第 12 号	壱岐市漁港管理条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第18	議案第 13 号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第19	議案第 20 号	令和 5 年度 壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第20	議案第 21 号	令和 5 年度 壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第21	議案第 27 号	令和 6 年度 壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第22	議案第 28 号	令和 6 年度 壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第23	議案第 29 号	令和 6 年度 壱岐市下水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決

日程第24	議案第 16 号	令和 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）	予算特別委員長報告、 可決 本会議、可決
日程第25	議案第 22 号	令和 6 年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告、 可決 本会議、討論あり、可決
日程第26	議案第 30 号	損害賠償の額の決定について	消防本部消防長説明、 質疑なし、委員会付託省略、 討論なし、可決
日程第27	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明、質疑なし、 委員会付託省略、討論なし、了承
日程第28	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明、質疑なし、 委員会付託省略、討論なし、了承
日程第29		議員派遣の件	原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第 5 号に同じ)

出席議員 (14名)

2 番 樋口伊久磨君	3 番 武原由里子君
4 番 山口 欽秀君	5 番 中原 正博君
6 番 山川 忠久君	7 番 植村 圭司君
8 番 清水 修君	9 番 土谷 勇二君
10番 音嶋 正吾君	11番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

議会事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部長	中上 良二君
企画振興部部長	塚本 和広君	市民部部長	西原 辰也君
保健環境部部長	崎川 敏春君	農林水産部部長	谷口 実君
建設部部長	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君	監査委員事務局局長	古賀 和恵君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ報告いたします。

報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案3件を受理いたしております。

日程第1. 議案第6号～日程第10号. 議案第26号

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第6号から日程第10号、議案第26号まで15件を一括議題とします。本件については、総務文教厚生常任委員会へ審査を付託いたしておりますので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。

植村圭司総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 令和6年3月22日、竜崎市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、竜崎市議会会議規則

第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第6号、苓崎市監査委員条例の一部改正について、原案可決。

議案第7号、苓崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第8号、苓崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第9号、苓州市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第10号、苓崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号、苓崎市介護保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第14号、苓崎市消防関係手数料条例の一部改正について、原案可決。

議案第15号、苓崎市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について、原案可決。

議案第17号、令和5年度苓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第18号、令和5年度苓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第19号、令和5年度苓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第23号、令和6年度苓崎市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号、令和6年度苓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号、令和6年度苓崎市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号、令和6年度苓崎市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会意見。

議案第15号、苓崎市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について、身近な場所での健康づくり、フレイル予防により取り組めるよう、環境整備を積極的に進めること。

議案第23号、令和6年度苓崎市国民健康保険事業特別会計予算について、健康寿命を延ばす事業を積極的に行い、保険税及び医療費の高騰抑制に努めること。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから総務文教厚生常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わ

ります。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから、議案第6号及び議案第7号の2件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号及び議案第7号の2件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第6号及び議案第7号の2件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第8号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第8号、壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に対する反対討論を行います。

今回の報酬引上げは、白川市長が特別職報酬審議会に答申を求めたことによって出された結果のものであります。白川市長の最後の仕事としてやるべき仕事ではない、新市長の下で判断されるべきことであると考えます。

また、議員報酬引上げの要望が議員からあったと言われておりますが、議員内での話し合いは一切なく、一部議員の要望を持って出されたもので、手続上も納得いかないものであります。議員報酬の時期、手続の上で正しく行われなければならないと考えます。

引上げ理由に、県内自治体との比較が最低の理由を挙げていますが、なぜ最低ではいけないのか。他より上になることは引上げ競争となり、市独自の判断が求められると考えます。平成17年から20年間引上げがないという理由も、4町の時代から壱岐市になったときに、大幅に30万円に引き上げられていたことが起因しているからであります。今の壱岐市の経済市民生活の実情を判断の基準にすべきです。民間給与が上がっているとは言えません。日本全体が失われた30年と言われ、賃金が上がり物価だけが上がることによって、市民が手にする賃金も高齢者の年金も目減りが続いています。ここ最近の大手企業の春闘賃上げをもって、報酬の引上げの理由としてはなりません。壱岐の民間の賃金は低い水準にとどまっている現状こそ、

見る必要があります。議員の職務、職責に当たる報酬であるべきとの引上げ理由も、誰がそれを評価するのでしょうか。議員自らではありません。市民が評価するものであります。今回の報酬引上げに対して、市民の評価は得られるのでしょうか。ここに議員は目を向ける必要があります。議員として職責を果たしている姿を市民に評価されるよう、努力が求められているのが今の現状ではないでしょうか。壱岐の経済、市民生活の改善のために政治が大きく努力することを求めて、反対討論といたします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第9号、壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正に対する反対討論を行います。

2017年から5年ぶりの給与引上げのための議案の提出であります。給与の引上げを多くの市民が知らない中での議案上程であります。

5年前は、市長ら三役は、市長の判断で据え置かれました。議員報酬は反対多数で可決されました。そのときも、物価高、国の方針による賃金ベースアップ、県内自治体との比較が出され、議論されたわけであります。そのときと比べ、経済状況はよくなっていると言えるでしょうか。コロナ感染拡大の影響はまだ続いています。壱岐の経済に深刻な影響が残っています。消費税が10%になり、市民の負担は増え、今はさらに深刻であります。5年前以上に市民生活は悪化していると考えます。一般市民の感情からすれば、報酬が高水準にあるとの意見は、5年前も今も広く市民の中にあります。市民が、理解が得られない報酬の引上げは立ち止まり、新市長の下で、市民の理解を得ることで行うべきだと述べて、反対討論といたします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第11号、壱岐市介護保険条例の一部改正に対する反対討論を行います。

介護保険制度は2000年から始まりました。介護保険料の基礎額は、2000年が月額2,911円でありました。今では6,400円を越すまでに上がり続けてきました。そして、介護の利用料も、最初は1割だったのが、2割から3割へと負担が引き上げられて、今あります。今回の改正は、65歳以上の1号被保険者で、低所得者の保険料の上昇を、抑制を図ること、そして一方で、所得の高い人に負担を増大させるものになっています。これまで9段階が保険料月1万1,033円、年額13万2,300円で最高だったものが、13段階まで拡大されます。10段階が月1万2,331円、年額14万7,900円が、13段階では、月1万5,576円、年額18万6,900円と大幅に負担が増えます。最高に増える人で、月4,500円、年額で5万4,000円増えることとなります。高齢者は年金生活者であり、高額といってもそんなにゆとりのある生活ではありません。医療費に介護保険料に、負担は年々増えています。この物価高の中で、今回の引上げは、安心した老後の生活を破壊していくものにつながると考えます。介護保険料を支払い続けても、必要なときにサービスが受けられない。高齢者の

負担増は、結局、若い世代への負担増ともなります。少子化対策と逆行する事態も作っていくこととなります。保険料の負担は限界に来ていると考えます。保険料が負担にならないように、国は国庫負担割合を引き上げる。壱岐市は、保険料や利用料の減免措置を講じたりすることが求められていると考えます。以上をもって、反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第17号、議案第18号、議案第19号の3件について、一括討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号、議案第18号、議案第19号の3件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号の3件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第23号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第23号、令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論をいたします。

国民健康保険の被保険者の多くが、農業、漁業に従事し、所得は高くありません。長く続いたコロナ禍の中でさらに収入が減り、物価の高騰によって生活の苦境が続いています。高い保険料は、生活を圧迫し、市民は苦しんでいます。そんな中、市は基金が底をついたとして、基金の取崩しを行わず、これまで行ってきた基金からの繰入3,000万円を行わず、保険料として市民に負担を求める方針であります。今の状態で、保険料の引上げは、市民生活に大きな影響が出てまいります。今でも払えない状況がさらにひどくなり、病院を利用できない市民を増やすことになりかねません。命の危険を増やすばかりです。誰1人取り残さないと宣言する壱岐市の責任が問われています。将来を見据えた一般会計からの繰入と基金の積立てを行うべきであります。国が進める、「誰もが安心して暮らせる全世代型社会保障」では、市民への負担増が続く、安心どころか貧困と格差の拡大につながります。高過ぎる国保税をさらに引き上げられれば、厳しい暮らしに追い打ちをかけることにつながっています。国は、国庫負担の割合を引き上げるべきです。市はその声を国に上げるべきであります。国保税引下げの独自の財政支援や独自の軽減措置を行うことが求められていると考えます。以上のことをもって、反対討論とします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第24号、令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論をいたします。

高齢者の生活に配慮しない、際限のない保険料の引上げが行われようとしています。年金は目減りを続けています。一方、物価は高騰しています。そんな中で、今回の引上げであります。令和6年度、7年度の保険料率を見直すというものであります。均等割額が4万9,400円から5万2,400円へ3,000円上がります。所得割は9.03%から10.31%に上ります。そして、1人当たりの賦課限度額も激変緩和措置があるものの、年間66万円から80万円へ14万円の引上げとなるものです。年収153万円以上の高齢者の保険料の引上げをしようとするものです。所得割のかからない均等割のみの人にも、保険料引上げの影響が出てまいります。2008年に、後期高齢者医療制度ができて以来、2年ごとに保険料が引き上げ続けられ、さらに引き上げられようとしているわけです。高齢者の医療費の窓口負担は、令和4年10月から所得の一定のある人は2割、現役並みの人は既に3割となっています。そして今回の保険料の引上げは、一層高齢者の負担増となり、独自の軽減策が求められています。医療費負担を、保険料の引上げで賄うという形で押しつけることは、高齢者の負担だけが増え、医療への受診機会を奪うこととなります。このままでは、後期医療制度は破綻に導くこととなります。軽度の症状から医療受診を促していくことこそ、医療保険制度の常道ではないでしょうか。低所得者が多い高齢者に負担を押しつけることは許されないと考え、反対討論とさせていただきます。

○議長（小金丸益明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立

願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第25号、令和6年度老岐市介護保険事業特別会計予算に対する反対討論をいたします。

市は本年、介護保険条例の一部改正をして、介護保険料を引き上げようとしています。介護保険料は、介護保険制度ができた2000年は2,900円余でありましたが、去年は6,400円余と大きく上がり続けてきました。さらに今回は、所得の高い人への負担を大幅に増やすので、老後の生活をさらに不安定にするものであります。所得が高いとされる高齢者は、医療費の窓口負担が2割、3割へ、介護サービスも2割、3割へと引き上げられ、負担増が続いております。また、賦課限度額も上がり続けており、余裕があるとは言えません。誰一人取り残さないための行政の在り方が問われています。市民への負担ばかりを押しつける施策の転換を求めて、反対討論といたします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第5号～日程第23. 議案第29号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第16、議案第5号から日程第23、議案第29号まで、以上8件を一括議題とします。

本件については、産業建設常任委員会へ審査を付託しておりますので、その審査結果について、委員長から報告を求めます。中原正博産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長（中原 正博君） 登壇]

○産業建設常任委員長（中原 正博君） 令和6年3月22日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第5号、壱岐市自治基本条例の一部改正について、原案可決。

議案第12号、壱岐市漁港管理条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号、壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第20号、令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第21号、令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第27号、令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第28号、令和6年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

議案第29号、令和6年度壱岐市下水道事業会計予算、原案可決。

以上です。

[産業建設常任委員長（中原 正博君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから、産業建設常任委員会委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑はありませんので、これで産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

これから、議案第5号、議案第12号、議案第13号の3件について、一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号、議案第12号、議案第13号の3件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第5号、議案第12号、議案第13号の3件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第20号及び議案第21号の2件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号及び議案第21号の2件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第20号及び議案第21号の2件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第27号、議案第28号、議案第29号の3件について、一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号、議案第28号、議案第29号の3件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第27号、議案第28号、議案第29号の3件は、原案のとおり全て可決されました。

日程第24.議案第16号～日程第25.議案第22号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第24、議案第16号及び日程第25、議案第22号の2件を一括議題とします。

本件については、予算特別委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長からの報告を求めます。樋口伊久磨予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員会委員長（樋口伊久磨君） 登壇〕

○予算特別委員会委員長（樋口伊久磨君） 令和6年3月22日、老岐市市議会議長、小金丸益明様。

予算特別委員会委員長、樋口伊久磨。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、老岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

議案第16号、令和5年度老岐市一般会計補正予算（第9号）審査の結果、原案可決。

議案第22号、令和6年度老岐市一般会計予算審査の結果、原案可決。

以上です。

〔予算特別委員会委員長（樋口伊久磨君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員会委員長の報告を終わります。

これから、議案第16号について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号について、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第22号、令和6年度壱岐市一般会計予算に対する反対討論をいたします。

反対の1つ目は、骨格予算と言いがたい新市長へのリスペクトに欠ける、市民の願いの実現に背を向ける予算であることです。市長から出された予算案は、これまでの白川市長の施策がほぼ残り、その上、新規事業も盛り込まれています。これまでの通常予算と変わりはありません。4月の市長選挙で選出される新市長が、新しい施策を実行していく財源が乏しいことになります。市民は、市長選を通して、新市長に壱岐の未来を託して、新しい施策を期待するわけですから、白川市長は、その思いを保証することを考えて予算案を提出するのが道理ではありませんか。まず、この道理に反する予算であることです。

2つ目は、市民の生活の安心・安全を向上させる予算になっていないことであります。市民は物価高騰の中で苦しい生活を強いられています。その上に、本年は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が引き上げられて、市民の負担はさらに大きくなっています。しかし、高齢者が自動車の免許証を返納しても、買物や病院行くときは、100円で乗れるバスを利用してください、民間の病院やスーパーの手配した車を利用してくださいと言って、タクシーの利用の支援に冷たい対応です。入湯券やはり灸、あんま券も半分にしたまま戻すことができなく、市民の声が無視され続けております。

3つ目は、第1産業である農業、漁業の苦境を打開する施策に欠けることであります。今も、飼料や肥料の値段は高騰が続いています。しかし、昨年あった肥料代、飼料代への支援事業はなくなっています。堆肥の利用を促進する事業もなくなっています。政治の継続性を言われる予算でしょうか。農業、漁業の苦境が、なくなったというのでしょうか。苦境打開のための施策は、新市長に任せるといふことなののでしょうか。

4つ目は、市民全体の生活向上と、地元経済の活性につながる予算になっていないことあります。多額の国の補助金を受けて、再エネ、省エネの名で、Power-to-Gas実用化推進事業が続いています。これまでの事業は、民間のフグ養殖業者に利益を独占するものになっています。この状況にメスを入れることなく、また新しい事業へと進めようとしています。壱岐市SDGs推進事業は、3,183万円の予算が組まれています。内容の見直しが必要です。特にSDGsプログラム開発事業は、旅行会社の日本旅行から企業人材を受入れるとしています。日本旅行と結びつき、SDGsを中心とした教育旅行、企業研修、視察等のプログラム開発、営業活動、受入調整の体制を強化するという事業であります。しかし、何をもってSDGsプログラムというのでしょうか。自治体の役割は、住民の福祉向上のためであり、企業の利益

のためではないと考えます。また、外部人材推進事業に1,500万円の予算が組まれています。
エンゲージメント指標分析事業業務については、壱岐にとって有効な取組なのでしょうか。
予算の多くが市外の大学等に流れ、壱岐市の経済に役立っているとは思えません。
以上の4点を挙げて、一般会計予算に対して反対といたします。

○議長（小金丸益明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号について、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第30号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第26、議案第30号、損害賠償の額の決定についてを、議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、消防長に説明させますので、よろしくお願います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川消防長。

〔消防本部消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防本部消防長（山川 康君） 議案第30号損害賠償の額の決定について、御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

- 1、損害賠償の相手方は、壱岐市芦辺町の個人。
- 2、損害賠償額94万8,000円。
- 3、損害賠償の理由でございますが、令和5年11月28日午前7時30分頃、消防署勝

本出張所において、火災に使用した消防ホースをホース乾燥塔で乾燥中、消防ホースが風にあおられ、ホースの先端金具部分が固定していたロープから外れ、駐車場に駐車中の損害賠償の相手方車両に接触し損傷させたため、損害賠償金を支払う必要が生じたものでございます。

なお、2月26日開催の老岐市損害賠償等審査会の審査に付し、その後、3月4日に損害賠償に該当するかなど顧問弁護士へ確認し、本日、議案として提出するものであります。

提案理由でございますが、損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

対策として、今後このような事故が生じないよう、ホース乾燥については、気象条件等を考慮し、一時撤収するなど、管理、監督を徹底するよう指導したところでございます。

なお、補償につきましては、消防本部が加入している一般財団法人全国消防協会が行う消防業務賠償責任保険により、相手方の自動車修理代全額を賄う予定であります。

今回、このような事故を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔消防本部消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号、損害賠償の額の決定についてを、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 諮問第1号～日程第28. 諮問第2号

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号人権擁護委員候補の推薦についての2件を、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由について、申し上げます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号につきましては、芦辺町箱崎江角触の人権擁護委員田山忠彦氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として、法務大臣に推薦したく提案するものであります。

諮問第2号につきましては、芦辺町諸吉仲触の人権擁護委員、辻川祐喜子氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として、芦辺町諸吉南触の坂本幸子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り、御了承いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（小金丸益明君） これから諮問第1号及び諮問第2号の2件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号及び諮問第2号の2件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号及び諮問第2号の2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

諮問第1号及び諮問第2号について、これを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、諮問第1号及び諮問第2号については、了承することと決定いたしました。

日程第29. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） 次に、日程第29、議員派遣の件を議題とします。

沓崎市議会会議規則第16条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおりと決定いたしました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。2月第2回会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、沓崎市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで白川市長から発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和6年沓崎市議会定例会、2月第2回会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、2月28日から本日まで24日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議または様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜り

ますようお願いを申し上げます。

さて、私の任期も残すところ26日となりました。この16年間、市民皆様、議員各位の御指導、御協力、時には叱咤激励を賜り、皆様方と共に市政運営に邁進してまいりました。

壱岐市長として、真摯に壱岐市の発展のためであれば何でもやるという、まさに進取の気持ちによりどころとして取り組み、そして職員もよくこれを理解し、懸命に業務を遂行してくれたことに感謝をいたしております。

市民皆様の暮らしやすい社会を目指し、市政の各分野において、課題解決に全力を尽くすことを基本に、めまぐるしく変化する情勢に適切に対応してまいりました。

平成23年の光ファイバー網の整備、平成27年の長崎県病院企業団加入、平成29年の有人国境離島法による航路、航空路のJR並み運賃の実現と同法の活用、まちづくり協議会による持続可能な地域社会の実現への取組、そして何より、財政基盤の確立等々、その積み重ねが、現在の壱岐市の姿であります。

この間、当時の金子原二郎長崎県知事、谷川弥一自由民主党離島振興特別委員長、中村法道知事、そして現大石知事には、筆舌に尽くせぬ御高配をいただき、また、多くの国会議員皆様、関係機関、団体、民間企業の皆様の多大な御理解と御協力に、ここに改めてお礼を申し上げます。

4期16年間を振り返ってみますと、私の役目は、次の若い世代に壱岐の将来を託すための基盤づくりだと思ふ次第であります。壱岐の島を、全国の離島のベンチマークモデルにしたい、このようなことを考え続けた16年間でありました。先人から受け継いだこのすばらしい緑の島を守り、新しい世代に住み続けられる壱岐を引き継ぎ、SDGsの理念である、「誰一人取り残さない。協働のまちづくり。」を実現するため、残された期間も最後まで全力で取り組んでまいります。

議員皆様には、ともに歩んでまいりました16年間の御厚情に心から感謝を申し上げます。市民皆様のお幸せと、壱岐市の限りない発展をお祈り申し上げますとともに、議員の皆様には御健勝にて、なお一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、御挨拶といたします。

皆様本当にありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和6年壱岐市議会定例会2月第2回会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時13分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 武原由里子

署名議員 山口 欽秀